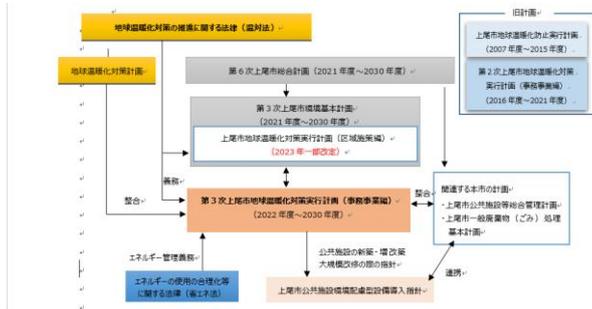


【新旧対照表】 ※追記修正箇所は赤字

改定案	現行
<p>第1章 計画策定の背景</p> <p>1. 地球温暖化問題に関する動向</p> <p>(略)</p> <p>(3) 上尾市の取組</p> <p>①地球温暖化対策計画について</p> <p>(略)</p> <p><b>②一部改定について</b></p> <p><u>本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項の規定に基づき、国の地球温暖化対策計画に即して定めるものとされています。</u></p> <p><u>国の地球温暖化対策計画には、「地方公共団体は、国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて、率先的な取組を実施するもの」とされており、政府実行計画との整合性を図るため、本計画を一部改定します。</u></p> <p><b>③上尾市ゼロカーボンシティ宣言</b></p> <p>温室効果ガスの削減については、地球規模の大きな問題であり、本市も国際社会の一員として「持続可能な未来への責任」を果たしていく必要があることから、2021年7月に2050年までに二酸化炭素排出を実質ゼロとする「上尾市ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。</p> <p>なお、環境省では、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロとすることを目指す旨を表明した地方公共団体を「ゼロカーボンシティ」として位置付け、取組を推進しており、<b>2024年9月30日</b>時点で、<b>1122</b>自治体がゼロカーボンシティを表明しています。</p> <p><b>④SDGs（持続可能な開発目標）への対応</b></p> <p>(略)</p>	<p>第1章 計画策定の背景</p> <p>1. 地球温暖化問題に関する動向</p> <p>(略)</p> <p>(3) 上尾市の取組</p> <p>①地球温暖化対策計画について</p> <p>(略)</p> <p><b>②上尾市ゼロカーボンシティ宣言</b></p> <p>温室効果ガスの削減については、地球規模の大きな問題であり、本市も国際社会の一員として「持続可能な未来への責任」を果たしていく必要があることから、2021年7月に2050年までに二酸化炭素排出を実質ゼロとする「上尾市ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。</p> <p>なお、環境省では、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロとすることを目指す旨を表明した地方公共団体を「ゼロカーボンシティ」として位置付け、取組を推進しており、2022年2月28日時点で、598自治体がゼロカーボンシティを表明しています。</p> <p><b>③SDGs（持続可能な開発目標）への対応</b></p> <p>(略)</p>

第2章 基本的事項

2. 計画の位置付け



第5章 温室効果ガス削減に向けた取組

1. 日常業務における取組（全職員対象）

日常業務における職員による節電や燃料の使用抑制などの環境配慮活動を推進することにより、温室効果ガスの排出量削減を目指します。

(1) 電気等エネルギー使用量の削減

(略)

②空調

- ❖ 庁舎、施設等の室内温度は、夏季（冷房）は28度、冬季（暖房）は19度を目安とし、その温度に適した快適で働きやすい服装で勤務する“AGECO-Biz Style”を推進します。

(略)

(2) 省資源、廃棄物の減量、リサイクル

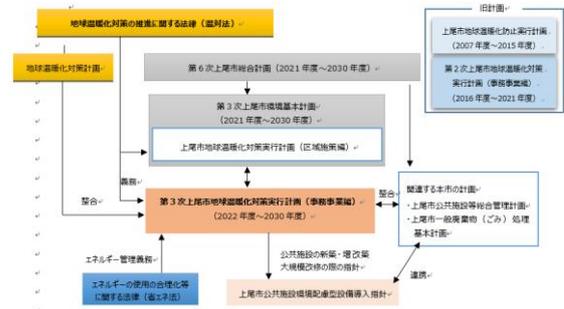
(略)

②廃棄物の削減、リサイクル

- ❖ マイ箸、マイカップ、マイボトルの使用に努めます。

第2章 基本的事項

2. 計画の位置付け



第5章 温室効果ガス削減に向けた取組

1. 日常業務における取組（全職員対象）

日常業務における職員による節電や燃料の使用抑制などの環境配慮活動を推進することにより、温室効果ガスの排出量削減を目指します。

(1) 電気等エネルギー使用量の削減

(略)

②空調

- ❖ 庁舎、施設等の室内温度は、夏季（冷房）は28度、冬季（暖房）は19度を目安とします。

(略)

(2) 省資源、廃棄物の減量、リサイクル

(略)

②廃棄物の削減、リサイクル

- ❖ マイ箸、マイカップ、マイボトルの使用に努めます。

- ❖ 再生利用や長期利用が可能な製品を選んで購入するなど、廃棄物の発生を抑制します。
- ❖ 職場に分別ボックスを設置し、職場でのごみの分別、資源化を徹底します。
- ❖ カートリッジ等はリサイクルします。
- ❖ プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の3R+Renewableについて、周知・啓発に努めます。

(略)

## 2. 公用車所管課による取組

代替可能な電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）がない場合等を除き、公用車の新規導入・更新については、全て電動車とします。また、再生可能エネルギーで発電した電気を使うことで走行時の温室効果ガス排出量をゼロにする「ゼロカーボン・ドライブ」の実現を目指します。

11～12 ページ

- ❖ 再生利用や長期利用が可能な製品を選んで購入するなど、廃棄物の発生を抑制します。
- ❖ 職場に分別ボックスを設置し、職場でのごみの分別、資源化を徹底します。
- ❖ カートリッジ等はリサイクルします。

(略)

## 2. 公用車所管課による取組

公用車の更新時や購入時には、次世代自動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車等）の導入を段階的に進めるとともに、再生可能エネルギーで発電した電気を使うことで走行時の温室効果ガス排出量をゼロにする「ゼロカーボン・ドライブ」の実現を目指します。

## 3. 施設管理による取組

### (1) 施設・設備の維持管理による温室効果ガスの削減、省エネルギー対策の推進

設備の保守・管理を適切に行うことにより、エネルギー消費効率の低下を防ぐことができ、温室効果ガスの排出量削減に寄与することができます。また、既往の設備・機器の運用改善を行うことにより、温室効果ガスの排出量削減に寄与します。

#### 【日常的な設備の使用】

項目	取組内容例
空調・換気設備	庁舎、施設等の室内温度は、 <u>夏季</u> （冷房）は28度、 <u>冬季</u> （暖房）は19度を目安とし、適切な運転管理を行う
	空調運転時間を <u>適正</u> 化する
照明設備	照度の適正化
	空室、不在時等のこまめな消灯

## 3. 施設管理による取組

### (1) 施設・設備の維持管理による温室効果ガスの削減、省エネルギー対策の推進

設備の保守・管理を適切に行うことにより、エネルギー消費効率の低下を防ぐことができ、温室効果ガスの排出量削減に寄与することができます。また、既往の設備・機器の運用改善を行うことにより、温室効果ガスの削減に寄与します。

#### 【日常的な設備の使用】

項目	取組内容例
空調・換気設備	庁舎、施設等の室内温度は、 <u>夏期</u> （冷房）は28度、 <u>冬期</u> （暖房）は19度を目安とし、適切な運転管理を行う
	空調運転時間を <u>適性</u> 化する
照明設備	照度の適正化
	空室、不在時等のこまめな消灯

	採光を利用した消灯の実施
昇降機	利用が少ない時間帯でのエレベーターの一部停止

### 【設備・機器の保守・管理】

項目	取組内容例
熱源・熱搬送機器	冷却塔交換機のスケール除去
	冷却塔充てん材の清掃
	冷却水の水質の適正な管理
空調・換気設備	温湿度センサ・コイル・フィルタ等の清掃・自動制御装置の管理等の保守及び点検
	腐食、損傷、異音等の目視確認及び点検 ※フロン類・代替フロン類使用機器にあっては、漏えいがないか定期点検時に確認
照明設備	照明器具の定期的な保守及び点検

(略)

### (2) 建築物や設備などの省エネルギーの推進

公共施設の新設、改築、設備の更新等を行う場合は、「上尾市公共施設環境配慮型設備導入指針」に基づき、再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入を推進します。

また、施設内や街路灯などの照明設備については、更新可能なものについて、LED照明の導入割合を2030年度までに100%とするとともに、水栓等においても節水設備の導入を推進します。

13 ページ

## 4. その他事務事業上の取組

(略)

### (4) 上尾市地球温暖化対策基金の活用

再エネ・省エネ設備の導入の際に基金を活用し、地球温暖化対策を推進していきます。

	採光を利用した消灯の実施
昇降機	利用が少ない時間帯でのエレベーターの一部停止

### 【設備・機器の保守・管理】

項目	取組内容例
熱源・熱搬送機器	冷却塔交換機のスケール除去
	冷却塔充てん材の清掃
	冷却水の水質の適正な管理
空調・換気設備	温室度センサ・コイル・フィルタ等の清掃・自動制御装置の管理等の保守及び点検
	腐食、損傷、異音等の目視確認及び点検 ※フロン類・代替フロン類使用機器にあっては、漏えいがないか定期点検時に確認
照明設備	照明器具の定期的な保守及び点検

(略)

### (2) 建築物や設備などの省エネルギーの推進

公共施設を新設、改築、設備の更新等を行う場合は、「公共施設環境配慮型設備導入指針」に基づき、再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入を推進します。

また、施設内や街路灯などの照明設備については、LED照明を採用するとともに、水栓等においても節水設備の導入を推進します。

## 4. その他事務事業上の取組

(略)

### (4) 上尾市地球温暖化対策基金の活用

再エネ・省エネ設備の導入の際に基金を活用し、温暖化対策を推進していきます。

### (5) 公共施設のZEB化の推進

公共施設を新設・改修する際には、一次エネルギーの消費量を実質ゼロとする ZEB 化 (Net Zero Energy Building) を目指し、省エネルギーを推進する一方で、再生可能エネルギーの導入による創エネルギーについて導入可能性を検討し、可能な限り導入に努めます。

### (6) 太陽光発電の導入と電気の自家消費の推進

公共施設において太陽光発電を導入し、発電した電気を自家消費することで、脱炭素化に向けた消費エネルギーの転換を図るため、2030 年度までに設置可能な公共施設の約 50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指します。実施にあたっては、蓄電池の導入のほか、電気事業者が設備設置に係る初期費用を負担する P P A サービスや、電力会社の送配電ネットワークを介して離れた場所に電気を供給する自己託送制度などの活用を導入可能性を検討し、可能な限り導入に努めます。

### (7) 再生可能エネルギー電力会社等を活用した電気の調達

電気を調達する際は、単価や契約内容等を勘案した上で、環境負荷の少ない再生可能エネルギー由来の電気を積極的に調達し、2030 年度までに 60%以上を再生可能エネルギー電気とします。また、環境価値を取引する証書による新たな調達方法などを検討し、推進していきます。

14 ページ

### (5) 公共施設のZEB化の推進

公共施設を新設・改修する際には、一次エネルギーの消費量を実質ゼロとする ZEB 化 (Net Zero Energy Building) を目指し、省エネルギーを推進する一方で再生可能エネルギーの導入による創エネルギーについて導入可能性を検討し、可能な限り導入に努めます。

### (6) 太陽光発電の導入と電気の自家消費の推進

公共施設において太陽光発電を導入し、発電した電気を自家消費することで、脱炭素化に向けた消費エネルギーの転換が図れます。実施にあたっては、蓄電池の導入のほか、電気事業者が設備設置に係る初期費用を負担する P P A サービスや、電力会社の送配電ネットワークを介して離れた場所に電気を供給する自己託送制度などの活用を導入可能性を検討し、可能な限り導入に努めます。

### (7) 再生可能エネルギー電力会社等を活用した電気の調達

電気を調達する際は、単価や契約内容等を勘案した上で、温室効果ガス排出原単位が少ない地域新電力会社 (PPS) や環境価値を取引する証書による新たな調達方法などを検討し、推進していきます。

## 2. 実行計画の進行管理 (全課 (室) 出先機関対象)

(略)

### **【Plan (計画) : 職場計画書の作成】**

- ❖ 実施責任者は、温暖化対策推進員や施設管理推進員等の意見をとりまとめ、「職場計画書」を作成し、部室局長等の承認を得た上で、事務局 (環境政策課ゼロカーボン推進室) に提出します。

## 2. 実行計画の進行管理 (全課 (室) 出先機関対象)

(略)

### **【Plan (計画) : 職場計画書の作成】**

- ❖ 実施責任者は、温暖化対策推進員や施設管理推進員等の意見をとりまとめ、「職場計画書」を作成し、部室局長等の承認を得た上で、事務局 (環境政策課) に提出します。

- ❖ 事務局（環境政策課ゼロカーボン推進室） は、年度当初に説明会を開催し、当年度の活動概要やエネルギーの集計・報告や職場計画書の作成・報告方法について説明し、各課等で取組を支援します。

### 【Do(実施) : 取組の実施】

- ❖ 実施責任者は、自ら作成した「職場計画書」に基づき、温暖化対策推進員や実施管理推進員に指示し、職員への周知徹底を図り、各課等での地球温暖化対策の推進に取り組みます。

### 【Check (点検・評価) : 職場計画書の実績報告】

#### ①職場計画書の実績報告の作成・提出

- ❖ 所属ごとに作成した職場計画書について、実施した結果を記入した実績報告書を作成し、部室局長等の承認を得た上で、事務局（環境政策課ゼロカーボン推進室） に提出します。

#### ②エネルギー使用量報告書の作成・提出（システムについては、導入検討中）

- ❖ 各課（室）出先機関は、地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム「Local Action Plan Supporting System（通称 LAPSS）」に毎年度エネルギー使用量等のデータを入力し、事務局（環境政策課ゼロカーボン推進室） に提出します。

### 【Action (見直し) : 年次総括・公表、事業計画の見直し】

#### ①年次総括・公表

- ❖ 事務局（環境政策課ゼロカーボン推進室） は、実施責任者の提出した「職場計画書」「エネルギー使用量報告書」をとりまとめ、毎年度 1 回、上尾市環境政策推進会議に報告します。上尾市環境政策推進会議は、事務局（環境政策課ゼロカーボン推進室） の報告に基づき、前年度の成果を総括し、当年度以降の活動の方向性を 事務局（環境政策課ゼロカーボン推進室） に指示しま

- ❖ 事務局（環境政策課） は、年度当初に説明会を開催し、当年度の活動概要やエネルギーの集計・報告や職場計画書の作成・報告方法について説明し、各課等で取組を支援します。

### 【Do(実施) : 取組の実施】

- ❖ 実施責任者は、自ら作成した「職場計画書」に基づき、温暖化対策推進員や実施管理推進員に指示し、職員への周知徹底を図り、各課等での地球温暖化対策の推進に取り組みます。

### 【Check (点検・評価) : 職場計画書の実績報告】

#### ①職場計画書の実績報告の作成・提出

- ❖ 所属ごとに作成した職場計画書について、実施した結果を記入した実績報告書を作成し、部室局長等の承認を得た上で、事務局（環境政策課） に提出します。

#### ②エネルギー使用量報告書の作成・提出（システムについては、導入検討中）

- ❖ 各課（室）出先機関は、地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム「Local Action Plan Supporting System（通称 LAPSS）」に毎年度エネルギー使用量等のデータを入力し、事務局（環境政策課） に提出します。

### 【Action (見直し) : 年次総括・公表、事業計画の見直し】

#### ①年次総括・公表

- ❖ 事務局（環境政策課） は、実施責任者の提出した「職場計画書」「エネルギー使用量報告書」をとりまとめ、毎年度 1 回、上尾市環境政策推進会議に報告します。上尾市環境政策推進会議は、事務局（環境政策課） の報告に基づき、前年度の成果を総括し、当年度以降の活動の方向性を 事務局（環境政策課） に指示します。

す。

- ❖ 事務局（環境政策課ゼロカーボン推進室） は、上尾市環境政策推進会議の結果を全庁に報告します。また、温対法第 21 条の 10 項では、地球温暖化対策実行計画に基づく措置の実施状況（温室効果ガスの総排出量を含む）について、公表が義務付けられていることから、本計画の進捗状況について、上尾市 WEB サイト等を通じて公表します。行政の取組を公表することで、市民や事業者等に対しても環境配慮行動を促すことができます。

(略)

### 【施設の改修・更新、公用車の更新等について】

- ❖ 公共施設を所管している課については、施設の改修、設備の更新等を実施する際には、事務局（環境政策課ゼロカーボン推進室） と相談し、環境に関する補助制度を含め上尾市公共施設環境配慮型設備導入指針に基づき検討を行います。
- ❖ 所管する施設、公用車等で省エネに関する更新があった場合は、事務局（環境政策課ゼロカーボン推進室） へ報告します。

16～17 ページ

- ❖ 事務局（環境政策課） は、上尾市環境政策推進会議の結果を全庁に報告します。また、温対法第 21 条の 10 項では、地球温暖化対策実行計画に基づく措置の実施状況（温室効果ガスの総排出量を含む）について、公表が義務付けられていることから、本計画の進捗状況について、上尾市 WEB サイト等を通じて公表します。行政の取組を公表することで、市民や事業者等に対しても環境配慮行動を促すことができます。

(略)

### 【施設の改修・更新、公用車の更新等について】

- ❖ 公共施設を所管している課については、施設の改修、設備の更新等を実施する際には、事務局（環境政策課） と相談し、環境に関する補助制度を含め上尾市公共施設環境配慮型設備導入指針に基づき検討を行います。
- ❖ 所管する施設、公用車等で省エネに関する更新があった場合は、事務局（環境政策課） へ報告します。

※行間やスペースなどは見やすいように調整しています。